

平成26年 9 月30日告示第82号

豊見城市高齢者肺炎球菌予防接種費用一部助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の肺炎り患の低減を図るため、肺炎球菌予防接種（以下「予防接種」という。）に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 費用助成の対象者（以下「対象者」という。）は、接種日に市内に住所を有する満75歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としなないものとする。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の対象者
- (2) 過去に前号の予防接種を受けた者
- (3) 過去に第1号の予防接種に相当する予防接種の費用について市の助成を受けたことがある者

(接種費用の自己負担額、助成額及び助成回数)

第3条 対象となる予防接種に要する費用（以下「接種費用」という。）のうち、対象者が負担する額（以下「自己負担額」という。）は、豊見城市予防接種実費徴収規則（平成18年豊見城市規則第27号）第2条第1項第2号に規定する額とする。

2 接種費用のうち、市の助成額は、接種費用から前項の自己負担額を差し引いた額とする。

3 助成回数は、1人につき1回を限度とする。

(接種の場所及び方法)

第4条 助成の対象となる予防接種は、市が予防接種業務を委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）において、個別接種により実施するものとする。

2 対象者が助成に係る予防接種を受けるときは、市から交付された予診票に必要事項を記入し、接種を受ける委託医療機関に提出しなければならない。

(自己負担金の支払)

第5条 対象者は、委託医療機関において予防接種を受けたときは、第3条第1項に規定する自己負担額を当該委託医療機関に支払わなければならない。

(助成の方法)

第6条 市長は、対象者が委託医療機関において予防接種を受けたときは、第3条第2項に規定する額を接種費用として対象者に代わり当該委託医療機関に支払うものとし、これをもって当該予防接種費用の助成を行ったものとみなす。

2 前項の規定による支払は、委託医療機関からの請求により行うものとする。

(健康被害の処理)

第7条 市長は、この要綱に定める予防接種に起因する健康被害が接種を受けた対象者に生じたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）及び豊見城市予防接種事故災害補償規則（平成18年豊見城市規則第26号）に基づく救済を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。